

一般拠出金分

(枚のうち 枚目)

【令和2年度一般拠出金納付状況】

基幹番号	①	②
	令和2年度 一般拠出金総額	①に係る 納付済額
合計	イ 0	ロ 0

枚数を記入願います。

●色の欄へ入力してください。
(数値の計については、自動入力されます)

(事務組合名)

(必須)
欄外に「事務組合名」をご記入ください。

人数の判断は、年度更新時において、15人以下の事業場が対象です。
(常用労働者・雇用労働者数の多い方で判断してください。)

【年度算定基礎調査等に係る差額一般拠出金納付状況】

基幹番号	年度算定基礎調査等に係る差額一般拠出金		差額一般拠出金に係る		⑦	⑧	⑨	⑩	⑪
	③ 増額分	④ 減額分	⑤ 追徴金	⑥ 延滞金	(③-④+⑤+⑥)	(③-④)に係る 納付済額	⑤に係る 納付済額	⑥に係る 納付済額	(⑧+⑨+⑩)
						0			0
						0			0
						0			0
						0			0
						0			0
						0			0
						0			0
合計	0	a	0	0	b	0	0	0	c

令和2年度に行った算定基礎調査・増減額訂正報告の31年度以前分が該当となります。
算定基礎調査・増減額訂正報告を提出された事業場の1人以上15人以下の事業場のみが対象となります。

令和2年度に行った算定基礎調査の31年度以前分が該当となります。
算定基礎調査を行った事業場の1人以上15人以下の事業場のみが対象となります。

合計	令和2年度報奨金交付要件一般拠出金総額	令和2年度報奨金交付要件一般拠出金納付済額
	d(イ+b)	e(ロ+c)
	0	0

報奨金算定基準日については、いずれかに○を付けてください。
口座振替利用事務組合にて、口座振替利用率50%以上の場合報奨金算定基準日は7/19となります。その下の欄に「口座振替利用の為」と記入してください。

【総括】

(1) 納付率等

(2) 報奨金算定基準日

(3) 所定額(定率)

※ 5%減額措置による減

納付率(e/d)	#DIV/0!	%
前年度一般拠出金の滞納処分の有無		

1 7/12
2 7/19
7/19の場合の理由

所定額	
⑫ (ロ-a)×3.5/100	
0	

100円未満の端数は切り捨てとなります。

⑬	円
---	---

※ 交付予定額	
⑭	円

(枚のうち 枚目)

(必須)
欄外に「事務組合名」をご記入ください。

(事務組合名)

枚数を記入願います。

②⑥ 口座振替納付書の労働保険番号		②⑦ 第1期分等労働保険料の額	②⑧ ②⑦の労働保険料として口座振替納付日までに委託事業主から交付された額	②⑨ 口座振替納付済額(現に口座振替納付した②⑦の額)	③⑩ ②⑦のうち口座振替納付後1週間以内に納付された額	③⑪ ②⑧のうち算定対象事業*の前年度確定保険料不足額納付済額	③⑫ ル≦オの範囲内で口座振替納付されたものとする労働保険番号(該当するものに○を付し、()に②⑦の額を記入)	③⑬ ③⑩のうち口座振替納付されたものとするもの(③⑫で○印を付したものについて③⑪の額を転記)	③⑭ 算定対象事業*の前年度概算保険料等納付済額(確定保険料の額を超えるときは、確定保険料の額)	③⑮ ③⑬+③⑭(申請書の⑤の額)	③⑯ 当年度一般拠出金の額	③⑰ ③⑯の一般拠出金として口座振替納付日までに委託事業主から交付された額	③⑱ 口座振替納付済額(現に口座振替納付した③⑯の額)	③⑲ ③⑱のうち口座振替納付後1週間以内に納付された額
基幹番号	枝番号						()			0				
							()			0				
							()			0				
							()			0				
							()			0				
							()			0				
							()			0				
							()			0				
合 計			チ	リ	ヌ		ル (0)				0	0	0	0
							オ チの額又は(リ+ヌ) の額のうち低いほうの額							
							0							

※「算定対象事業」とは、報奨金の申請に係る15人以下事業をいう。

注1 ②⑥は、基幹番号の若い方から順に記入すること。(納付書に枝番号があるものは、基幹番号が同一のもので枝番号のないものの後に続けて記入する。)

注2 ③⑩は、口座振替納付日までに交付を受けていた算定対象事業の前年度確定保険料不足額で、口座振替納付したものを含め、口座振替納付日から起算して7日を経過した日までに納付した額を記入すること。

また、口座振替納付日までに事務組合へ納付されなかった算定対象事業の前年度確定保険料不足額の一覧表(未交付の算定対象事業場名(労働保険番号を付記)及びその未交付の前年度確定保険料不足額を記載した一覧表)を添付すること。

注3 ③⑫については、ルの額がオの額を超えない範囲内で、有利な順序で口座振替納付がなされたものとするよう事務組合が選択することができること。

注4 ③⑬には、報奨金算定基準日までに納付した算定対象事業の前年度概算保険料、増加概算保険料及び保険料率の引上げによる追加徴収保険料の額(その額が前年度確定保険料の額を超えるときは、前年度確定保険料の額)の合計額を記入すること。

(必須)
欄外に「事務組合名」をご記入ください。

(事務組合名)

(枚のうち 枚目)

枚数を記入願います。

②⑥ 口座振替納付書の労働保険番号		②⑦ 第1期分等労働保険料の額	②⑧ ②⑦の労働保険料として口座振替納付日までに委託事業主から交付された額	②⑨ 口座振替納付済額(現に口座振替納付した②⑦の額。口座振替納付されなかったものは、「振替不能」と記入)	④⑩ 振替不能がやむを得ず生じた口座振替納付書(該当するものに○印を付す。)	④⑪ 口座振替納付日から起算して7日を経過した日までに納付した算定対象事業※の前年度確定保険料不足額納付済額(③⑩に「振替不能」と記したもので④⑩に○を付さなかったものは「0」とする。)	③④ 算定対象事業※の前年度概算保険料等納付済額(確定保険料の額を超えるときは、確定保険料の額)	③⑤ ④⑪+③④(申請書の⑤の額)	③⑥ 当年度一般拠出金の額	③⑦ ③⑥の一般拠出金として口座振替納付日までに委託事業主から交付された額	③⑧ 口座振替納付済額(現に口座振替納付した③⑥の額)	③⑨ ③⑥のうち口座振替納付後1週間以内に納付された額
基幹番号	枝番号											
								0				
								0				
								0				
								0				
								0				
								0				
								0				
合 計		0	0						0	0	0	0

※「算定対象事業」とは、報奨金の申請に係る15人以下事業をいう。

注1 ②⑥は、基幹番号の若い方から順に記入すること。(納付書に枝番号があるものは、基幹番号が同一のもので枝番号のないものの後に続けて記入する。)

注2 ④⑩の欄に○印を付したものと②⑧に記入した額と②⑨に記入した額が同額であるものを除く。)に関しては、振替不能となった委託事業主からの労働保険料の未交付に関し、委託事業主に対して口座振替納付日までに2度以上にわたり交付を請求したこと及び事務組合がその請求等に当たって確認した当該委託事業主から同日までに労働保険料の交付を受けられないこととなった事情を証する書面を添付すること。

注3 ④⑪欄には、算定対象事業の前年度確定保険料不足額で、口座振替納付によったものを含め、口座振替納付日から起算して7日を経過した日までに納付したものの合計額を記入すること。

なお、口座振替納付日から起算して7日を経過した日の翌日において納付していない当該算定対象事業の前年度確定保険料不足額の一覧表(未納付の算定対象事業場名(労働保険番号を付記)及びその未納付の前年度確定保険料額を記載した一覧表)を添付すること。

注4 ③④欄には、報奨金算定基準日までに納付した算定対象事業の前年度概算保険料、増加概算保険料及び保険料率の引上げによる追加徴収保険料の額(その額が前年度確定保険料の額を超えるときは、前年度確定保険料の額)の合計額を記入すること。